

○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和三十四年十二月二十五日

栃木県条例第三十八号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例をここに公布する。

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例

(この条例の目的及び効力)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十二条の規定に基づき、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「県立学校」という。)の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(昭三五条例四六・昭三九条例四六・昭四一条例五六・平一八条例一九・平一九条例六・平二八条例一七・一部改正)

(用語の定義)

第二条 この条例において「職員」及び「教育職員」とは、栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)第二条に規定するものをいう。

(昭四一条例一四・一部改正)

(特殊勤務手当の区分)

第三条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。

- 一 通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当
- 二 兼務職員の特殊勤務手当
- 三 特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当
- 四 多学年学級担当手当
- 五 教員特殊業務手当
- 六 教育業務連絡指導手当

(昭三五条例四六・昭四一条例一四・昭四四条例一八・昭四七条例二三・昭四八条例二三・昭五〇条例二五・昭五三条例二〇・昭五七条例一七・昭六二条例一九・平五条例一四・平一二条例二七・平二〇条例一三・平二六条例六六・一部改正)

(通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当)

第四条 通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当は、教育職員(通信教育の指導を本務とする職員を除く。)が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十四条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務に従事したときに支給する。

- 一 面接指導
 - 二 添削指導
- 2 前項の手当の額は、次に掲げる額を超えない範囲で、教育委員会規則で定める。ただし、第二号に規定する額については、一月につき四千二百円を超えて支給してはならない。
- 一 前項第一号の場合 一時間につき 六百円
 - 二 前項第二号の場合 一点につき 七十円
- (昭三五条例四六・昭三七条例三七・昭四七条例二三・昭五三条例二〇・昭六二条例一九・平一九条例六〇・一部改正)

(兼務職員の特殊勤務手当)

- 第五条 兼務職員の特殊勤務手当は、県立学校の教育職員が次の各号に掲げる勤務に従事したときに支給する。
- 一 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務
 - 二 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務
- 2 前項の手当の額は、一時間につき千三百円を超えない範囲で、教育委員会規則で定める。ただし、一月につき四万千六百円を超えて支給してはならない。
- (昭三五条例四六・旧第六条繰上、昭三七条例三七・昭四三条例一九・昭四四条例一八・昭四五条例一九・昭四六条例一七・昭四八条例二三・昭五〇条例二五・昭五三条例二〇・昭五七条例一七・昭六二条例一九・平三条例一七・平七条例二〇・平一四条例二三・平一九条例二八・平二六条例六六・一部改正)

第六条から第八条まで 削除

(平二六条例六六)

(特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当)

- 第九条 特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当は、農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員が、農業実習の指導又は学校農場の管理のため、教育委員会が規則で定める特殊薬品の撒布の実地指導又はその作業に従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、一日につき二百三十円を超えない範囲内で、教育委員会が規則で定める。
- (昭四一条例一四・追加、昭四七条例二三・昭五〇条例二五・昭五二条例四二・一部改正)

第十条及び第十一条 削除

(昭六二条例一九)

(多学年学級担当手当)

第十二条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一日につき二百九十円を超えない範囲内で、教育委員会が規則で定める。

(昭三五条例四六・旧第十二条繰上、昭三七条例三七・一部改正、昭四一条例一四・旧第九条繰下・一部改正、昭四四条例一八・旧第十一条繰下、昭四六条例三二・昭四九条例五五・昭五〇条例二五・平二条例一六・平二八条例一六・一部改正)

(教員特殊業務手当)

第十三条 教員特殊業務手当は、市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の一級、二級又は特二級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

- イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

二 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

三 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号。以下この項において「勤務時間等条例」という。)第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第二百七十八号)に規定する休日若しくは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)若しくは勤務時間等条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日(以下この項において「週休日等」という。)に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は勤務時間等条例第四条若しくは第五条の規定により四時間の勤務時間が割り振られた日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、一万六千円を超えない範囲内で教育委員会が規則で定める。

(昭四七条例二三・追加、昭五〇条例二五・昭五三条例二〇・昭五六条例二九・昭

(六〇条例四七・昭六一条例七・昭六三条例一六・平元条例二・平元条例一八・平七条例五・平一〇条例四二・平一四条例二三・平二〇条例一三・平二一条例二二・平二一条例二四・平二六条例六六・平二八条例一六・一部改正)

(教育業務連絡指導手当)

第十四条 教育業務連絡指導手当は、市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)で、その職務が困難であるとして教育委員会が規則で定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

(昭五三条例二〇・追加、平二八条例一六・一部改正)

(支給方法)

第十五条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。

(昭三五条例四六・旧第十三条繰上、昭四一条例一四・旧第十条繰下、昭四四条例一八・旧第十二条繰下、昭四七条例二三・旧第十三条繰下、昭五三条例二〇・旧第十四条繰下)

第十六条 特殊勤務手当は、この条例及びこれに基く教育委員会規則に規定するほか、給料の支給方法に準じて支給する。

(昭三五条例四六・旧第十四条繰上、昭四一条例一四・旧第十一条繰下、昭四四条例一八・旧第十三条繰下、昭四七条例二三・旧第十四条繰下、昭五三条例二〇・旧第十五条繰下)

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関して必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

2 この条例に基いて定める教育委員会の規則は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

(昭三五条例四六・旧第十五条繰上、昭四一条例一四・旧第十二条繰下、昭四四条例一八・旧第十四条繰下、昭四七条例二三・旧第十五条繰下、昭五三条例二〇・旧第十六条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十五年一月一日から施行する。ただし、へき地手当に係る規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。
(多学年学級担当手当の特例)
- 2 従前の条例第九条第一項第十号、第十一号及び第十三号に規定する特殊勤務手当(以下「従前の多学年学級担当手当」という。)の支給を受けていた職員のうち、この条例の施行に伴い、この条例の規定による多学年学級担当手当の月間の合計額が、従前の多学年学級担当手当の月額より低額となる職員があるときは、その職員がこの条例施行の日の前日から引き続き多学年学級担当手当の支給の対象となる勤務にある間、その差額を加算した額をもつてその者のその月における多学年学級担当手当の額とする。

(昭三五条例四六・旧第三項繰上)

(へき地手当の内払)

- 3 昭和三十四年四月一日からこの条例施行の日の前日までに、従前の条例に基いて、すでに職員に支払われた従前のへき地手当は、この条例の規定によるへき地手当の内払とみなす。ただし、すでに支払われた従前のへき地手当の額がこの条例の規定により算出したへき地手当の額をこえるときは、従前のへき地手当の額をもつてこの条例の規定によるへき地手当の額とみなす。

(昭三五条例四六・旧第四項繰上)

附 則(昭和三五年条例第一五号)

この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和三五年条例第四六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、定時制通信教育手当及び産業教育手当に係る改正規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。
(へき地手当支給の特例)
- 2 この条例による改正前の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十四年栃木県条例第三十八号。以下附則第三項及び第四項において「特殊勤務手当条例」という。)附則第二項の規定によるへき地手当の支給を受けていた職員のへき地手当の額は、なお従前の例による。
(給与の内払い)
- 3 この条例の施行前に、この条例による改正後の栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「改正後の給与条例」という。)の規定により定時制通信教育手当を受けることとなった職員に、特殊勤務手当条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの条例施行の日の前日までの期間に係る特殊勤務手当条例第三条第一号及び第二号に規定する特殊勤務手当(以下「通信教育手当」とい

う。)は、改正後の給与条例の規定による定時制通信教育手当の内払いとみなす。ただし、すでに支払われた通信教育手当の額が、この条例の規定による定時制通信教育手当の額をこえる時は、その通信教育手当の額をもつて、改正後の給与条例の規定による定時制通信教育手当の額とみなす。

- 4 この条例の施行前に特殊勤務手当条例の規定に基づいて、すでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの条例施行の日の前日までの期間に係る特殊勤務手当条例第三条第七号に規定する産業教育手当(この条例の規定による定時制通信教育手当を受ける者を除く。)は、改正後の給与条例に基づいて支払われた産業教育手当とみなす。

附 則(昭和三七年条例第一九号)

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和三七年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年七月一日から適用する。

附 則(昭和三九年条例第四六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和四一年条例第一四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中夜間看護手当にかかる改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十年八月一日から適用する。

附 則(昭和四一年条例第五六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則(昭和四二年条例第一一号)

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和四三年条例第一九号)

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和四四年条例第一八号)

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第一九号)

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和四六年条例第一七号)

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和四六年条例第三二号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

(多学年学級担当手当の内払)

2 第二条の規定による改正前の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十六年四月一日からこの条例施行の日の前日までの間に職員に支払われた多学年学級担当手当は、同条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による多学年学級担当手当の内払とみなす。

附 則(昭和四七年条例第二八号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。ただし、第三条第四号、第四条第二項、第七条及び第九条第二項に係る改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第二三号)

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第二五号)

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第五五号)

(施行期日等)

1 この条例は、知事が規則で定める日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

(昭和四九年規則第七八号で昭和四九年一二月二六日から施行)

(最高号給等の切替え等)

2 昭和四九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の栃木県公立学校職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会が人事委員会と協議して定める職員の第一条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けている号給又は、給料月額は、同条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 この条例による改正前の条例の規定に基づいて切替期間に支払われた給与は、この条例による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

附 則(昭和五〇年条例第二五号)

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五二年条例第一五号)

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五二年条例第四二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、知事が規則で定める日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員給与条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(昭和五二年規則第八二号で昭和五二年一二月二三日から施行)

附 則(昭和五三年条例第二〇号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第六条の二第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第一項に係る改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例の規定並びに第二条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第三条及び第十四条の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和五六年条例第二九号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和五十六年六月二十一日から適用する。

附 則(昭和五七年条例第一七号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第四七号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附 則(昭和六一年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第一九号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第一六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和六三年規則第三四号で昭和六三年四月一七日から施行)

附 則(平成元年条例第二号)抄
(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第一八号)
この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成二年条例第一六号)
この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一七号)
この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成五年条例第一四号)
この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第五号)抄
(施行期日)
第一条 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第二〇号)
この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第四二号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

附 則(平成一二年条例第二七号)
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第二三号)
この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第九五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第五六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二八号)抄

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第六〇号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一九年規則第六九号で平成一九年一二月二六日から施行)

附 則(平成二〇年条例第一三号)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成二一年条例第二二号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第二四号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第六六号)抄

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第十三条第二項の改正規定 平成二十七年一月一日

二 第二条、第三条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条並びに附則第四条から第六条までの規定 平成二十七年四月一日

(教育委員会規則への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

附 則(平成二八年条例第一六号)抄

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。